

令和7年第1回さつま町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和7年1月28日(火) 午前9時30分～11時5分
- 2 開催場所 さつま役場本庁別館3階大会議室
- 3 出席者

(1) 農業委員 (8名)

1 番	吉留 義晃	2 番	南原 奈美子
3 番	赤崎 敬一郎	4 番	
5 番		6 番	満園 和徳
7 番	山内 美千代	8 番	山崎 博文
9 番	坂元 兼一	10 番	池山 準一

(2) 推進委員 (23名)

11 番	下田 保幸	12 番	兒玉 伸一郎	13 番	野間 菊昭
14 番	池之野 智幸	15 番	久保 貴政	16 番	水流 新藏
17 番	内村 正二	18 番	宮田 裕司	19 番	竹井 好博
20 番	長福 次美	21 番		22 番	徳留 伸一
23 番	東條 好廣	24 番	平島 賢一	25 番	大野 恵美
26 番	堀之内 睦	27 番	上屋敷 守	28 番	大迫 勝哉
29 番	竹之内 重則	30 番	山口 治幸	31 番	狩宿 悦男
32 番	宮脇 純久	33 番	肝付 兼久	34 番	
35 番	村上 一徳				

(3) 職員 (5名)

事務局長	松山 明浩
事務局長補佐兼農地係長	片野 好文
農地係主査	堀口 浩二
農地係主査	下牧瀬 嘉子
農地中間管理事業推進員	外川内 勉

4 欠席農業委員 (2名)

4 番	濱田 誠
5 番	前野 浩司

5 会次第

- (1) 議案第1号 農地法第3条許可(農委)申請について (6件)
- (2) 議案第2号 農地法第4条許可申請について (1件)
- (3) 議案第3号 農地法第5条許可申請について (4件)
- (4) 議案第4号 農用地利用集積計画について (1件)
- (5) 議案第5号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について (26件)
- (6) 議案第6号 非農地証明願について (1件)
- (7) 議案第7号 令和6年度遊休農地現地調査による非農地判断について (280件)

6 その他

事務局長	ただ今から令和7年第1回総会を開会いたします。 会長のあいさつをお願いします。
会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 それでは、本日の出席人員報告をいたします。 本日は、4番濱田委員、5番前野委員より欠席の申し出がありましたので、報告いたします。出席委員は、10名中8名で、定足数に達していますので、総会は成立しております。 また、推進委員25名のうち21番田上委員、34番坂元委員から欠席の申し出があり、23名の出席をいただいております。以上で出席人員の報告を終わります。 それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。
議長(会長)	それでは、審議を開始します。 本日の議事録署名者の指名をいたします。 議事録署名者は、1番吉留義晃委員、2番南原奈美子委員をお願いいたします。 なお、これまでと同じく、担当農地利用最適化推進委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。発言の際は挙手し、座席番号を言い、議長の許可を得てから、起立し発言くださるようお願いいたします。 次に事務局より会務報告をお願いいたします。
事務局長	「会務報告の朗読及び説明」
議長	ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。 (なしの声あり) 無いようですので、会務報告を終わります。 それでは、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題といたします。順番が前後しますが、まず、3ページ、1-5番を議題といたします。 また、5ページ、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の1-3番は、関連がありますので、一括してご審議くださるようお願いいたします。事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (堀口)	議案第1号「農地法第3条許可申請について」の1-5番について説明 1-5番 所在：白男川字■■■■番 1、畑、農振農用地区域外、902 m ² のうち 552 m ² 、売買による所有権移転 以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。
事務局 (片野)	議案第3号「農地法第5条許可申請について」の1-3番について説明 1-3番 所在：白男川字■■■■番 1、畑、農振農用地区域外、902 m ² のうち 349 m ² 、地種：第2種農地、形態：転用、用途：一般住宅用地、施設：一般住宅、施設面積：112.62 m ² 、申請事由：申請地を譲り受け(売買)、一般住宅を建築したい。 申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判

事務局 (片野)	断し、提案するものであります。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。 議案第1号の1-5番、議案第3号の1-3番、お願いします。
17番委員	議案第1号の1-5番について、現在、 の住宅に住んでいますが、3ページの農地を購入しまして、一部畑として、一部を転用して住宅を建築する予定でございます。お父さんが農業をしております、農地の管理はできると思います。 議案第3号の1-3番について、住宅を建てる周りの家には、本人の了解をもらってあります。排水は道路の排水路に流すので問題無いと思います。せっかく若い方が新しい家を作って、親と一緒に農業を協力してやっていこうとしておりますので、皆さんのご理解をよろしくお願いいたします。以上です。
議長	次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。
事務局 (片野)	農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明。 総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。
議長	ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見・ご質問はありますか。
3番委員	面積が902㎡のうち552㎡と349㎡の分筆をされるわけですが、901㎡になると思うんですけど、端数は何か処理ができるんですか。
事務局 (片野)	分筆をしたときに端数が出るものですから、端数は土地の面積として切り捨てになって、どうしても1㎡合わないという状態が出てきますが、問題はありません。
議長	よろしいですか。他には、ございませんか。 無いようですので、採決いたします。議案第1号「農地法第3条許可申請について」の1-5番、並びに、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の1-3番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の1-5番、並びに、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の1-3番は、許可することに決定いたします。 次に、1ページから3ページ、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の1-1番から4番、並びに1-6番を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (堀口)	議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明 1-1番 所在：広瀬字 番1、田、農振農用地区域外、867㎡、贈与によ

事務局
(堀口)

る所有権移転

1-2 番

所在：船木字 番 2、畑、農振農用地区域内、551 m²、所在：船木字 番 3、畑、農振農用地区域外、622 m²、所在：船木字 番 4、畑、農振農用地区域外、115 m²、売買による所有権

1-3 番

所在：船木字 番 5、畑、農振農用地区域内、614 m²、売買による所有権移転

1-4 番

所在：白男川字 番 1、畑、農振農用地区域内、95 m²、所在：白男川字 番、田、農振農用地区域内、1,280 m²、所在：白男川字 番、田、農振農用地区域内、1,131 m²、所在：白男川字 番 1、畑、農振農用地区域外、141 m²、所在：白男川字 番 1、畑、農振農用地区域外、334 m²、所在：白男川字 番 1、田、農振農用地区域内、536 m²、所在：白男川字 番 4、田、農振農用地区域内、458 m²、所在：白男川字 番 1、畑、農振農用地区域内、632 m²、所在：白男川字 番 1、田、農振農用地区域内、392 m²、所在：白男川字 番 1、田、農振農用地区域内、1,753 m²、所在：白男川字 番、田、農振農用地区域内、847 m²、所在：白男川字 番、田、農振農用地区域内、1,308 m²、贈与による所有権移転

1-6 番

所在：中津川字 番 1、田、農振農用地区域外、994 m²、贈与による所有権移転

以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。1-1 番、お願いします。

14 番委員

渡人の さんは、全く農業をしていなくて、長年耕作をしてきた受人の さんに譲りたいということでした。受人の さんも快く引き受けて、話がまとまったようです。受人の さんは 84 歳と高齢ですが、ゆくゆくは息子の さんが継いで、農業を続けていくそうです。境界、進入路、排水等、全く問題ありませんでした。以上です。

議長

1-2 番、3 番、お願いします。

16 番委員

1-2 番について、渡人と受人は、親戚関係にあります。長く、受人の さんが耕作をされてきておりまして、 さんも高齢になられましたので、この機会に売買して譲りたいということでありました。従いまして、境界、進入路、用排水等は全く問題ありません。以上です。

1-3 番について、受人の さんが隣に自分の土地がありまして、長らくいっしょに牧草を作ってこられまして、渡人のほうから、この機会に売りたいという話があつて、受人のほうも、それなら、ということで購入することになったということでもありますので、長年、耕作をされておりますので、境界、進入路、用排水等、全く問題はございません。以上です。

議長

1-4 番、お願いします。

17 番委員

さんは、親から子への経営移譲です。申請された農地はすべて、耕

17 番委員	作されていますので、進入路、境界とかの問題は何もございません。以上です。
議長	1-6 番、お願いします。
32 番委員	渡人の■■■さんと受人の■■■さんは、親戚すじにあたります。この ■■■番 1 の近くに■■■さんの実家があったんですが、そこに住まれていた家族の方々もみんな亡くなって、その家と田んぼを■■■さんが管理していました。その空き家に町外から移住されてきたので、その空き家を売られて、いっしょに、この田んぼも、■■■さんに贈与して、実家の近くにあったものすべて、処分したいということで、この話がまとまったようです。進入路、境界、排水等、特に問題はありませんでした。よろしくお願いいたします。
議長	ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声) よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 1-1 番から 4 番、並びに、1-6 番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 1-1 番から 4 番、並びに、1-6 番は、許可することに決定いたします。 次に、4 ページ、議案第 2 号「農地法第 4 条許可申請について」の 1-1 番を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (片野)	議案第 2 号「農地法第 4 条許可申請について」の 1-1 番について説明 1-1 番 所在：■■■番 7、畑、農振農用地区域外、843 m²のうち 496 m²、地種：第 3 種農地、形態：転用、用途：一般住宅用地、施設：一般住宅、施設面積：46.93 m²、申請事由：申請地に一般住宅を建築したい。 申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。1-1 番、お願いします。
12 番委員	申請地は住宅街の中にありまして、畑になっていますが、二つに区画されていて、それをいっしょにして、真ん中の通路を埋め立てて、左側に進入路を入れて、入り口のところにブロック塀があるんですけども、斜めになっているということで、それを新しく作り変えて、進入路を作りたいという申請がありました。これについては一応、進入路、区画もはつきりしているため、問題は無いと考えます。よろしくお願いいたします。
議長	次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (片野)	農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明 総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。
議長	ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第2号「農地法第4条許可申請について」の1-1番は、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第2号「農地法第4条許可申請について」の1-1番は、許可することに決定いたしました。 次に、5 ページ、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の1-1番を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (片野)	議案第3号「農地法第5条許可申請について」の1-1番について説明 1-1 番 所在：神子字 番 3、畑、農振農用地区域外、457 m ² 、地種：第3種農地、形態：転用、用途：一般住宅用地、施設：一般住宅、施設面積：99.37 m ² 、申請事由：申請地を譲り受け（売買）、一般住宅を建築したい。申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。1-1 番、お願いします。
25 番委員	境界、用排水等は特に問題ありませんでした。入り口が町道のため、工事する際は、町の建設課へ連絡するようにと伝えてあります。以上です。
議長	次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。
事務局 (片野)	農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明 総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。
議長	ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり) よろしいですか。それでは、採決いたします。 議案第3号「農地法第5条許可申請について」の1-1番は、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の1-1番は、許可することに決定いたしました。 次に、5 ページ、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の1-2

議長	番を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (片野)	議案第3号「農地法第5条許可申請について」の1-2番について説明 1-2番 所在：[]番8、畑、農振農用地区域外、1,091 m²、地種：第3種農地、形態：転用、用途：共同住宅用地、施設：共同住宅、施設面積：306.94 m²、申請事由：申請地を譲り受け（売買）、共同住宅を建築したい。 申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。1-2番、お願いします。
12番委員	申請地は、[]の住宅街の中であって、雑種地のようにすけれども、非常に広い土地で、2階建てで32室の住宅を建築するということです。住宅環境については、入り口、出口、排水、進入路、すべて問題ありませんでしたので、よろしくお願いします。
議長	次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。
事務局 (片野)	農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明 総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。
議長	ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありますか。 （なしの声あり） よろしいですか。それでは、採決いたします。 議案第3号「農地法第5条許可申請について」の1-2番は、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 （全員挙手） 全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の1-2番は、許可することに決定いたしました。 次に、5ページ、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の1-4番を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (片野)	議案第3号「農地法第5条許可申請について」の1-4番について説明 1-4番 所在：[]番4、畑、農振農用地区域外、339 m²、地種：第3種農地、形態：転用、用途：一般住宅用地、施設：一般住宅、施設面積：111.78 m²、申請事由：申請地を譲り受け（売買）、一般住宅を建築したい。 申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。1-4番、お願いします。

12 番委員	この申請地も、■■■■の住宅街の中にあります。一応、境界、排水、進入路についても問題はありませんでしたけれども、隣に■■■■という住宅がありまして、家を建てる位置が 1.5m という近くにあると話がありました。これについては、この■■■■に住んでいる■■■■さんと■■■■のオーナーが知り合いということで、住宅を建てる時に日照権の問題が出るんじゃないかという話があったものですから、当人同士で話し合いをされて位置をずらすかして解決をするということでした。以上です。
議長	次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。
事務局 (片野)	農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明 総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。
議長	ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。 （なしの声あり） よろしいですか。それでは、採決いたします。 議案第 3 号「農地法第 5 条許可申請について」の 1-4 番は、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 （全員挙手） 全員賛成ですので、議案第 3 号「農地法第 5 条許可申請について」の 1-4 番は、許可することに決定いたしました。 次に、6 ページから 7 ページ、議案第 4 号「農用地利用集積計画について」の農用地利用集積計画書、集積計画総括表（所有権の移転）について、事務局の説明をお願いします。
事務局 (下牧瀬)	議案第 4 号「農用地利用集積計画について」の 6 ページ、農用地利用集積計画書、7 ページ、集積計画総括表（所有権の移転）について説明
議長	それでは、8 ページ、議案第 4 号「農用地利用集積計画について」の所有権移転を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (下牧瀬)	議案第 4 号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の 8 ページ、1-1 番について朗読及び説明
議長	ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。 （なしの声あり） よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 4 号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の 1-1 番は、妥当とすること賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 全員賛成ですので、議案第 4 号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の 1-1 番は、妥当とすることに決定いたします。 次に、9 ページ、議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見に

議長	について」の農地中間管理権と利用権設定の計画案総括表について、事務局の説明をお願いします。
事務局 (下牧瀬)	議案第5号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の9ページ、農地中間管理権と利用権設定の計画案総括表について朗読及び説明
議長	それでは、議案第5号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定を議題といたします。 本日、出席されています農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件が、2件ありますので、その案件を先に審議いたします。 まず、11ページから12ページ、議案第5号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の、1-13番から14番を議題といたします。 ■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室} 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (下牧瀬)	議案第5号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の11ページから12ページ、1-13番から14番について朗読及び説明
議長	ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第5号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の1-13番から14番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第5号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の1-13番から14番は、妥当とすることに決定いたします。 ■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室} 次に、10ページから15ページ、議案第5号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件を議題といたします。 事務局の議案の説明をお願いします。
事務局 (下牧瀬)	議案第5号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の10ページから15ページ、農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件について朗読及び説明
議長	ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
1番委員	権利の種類の賃貸借権と使用貸借権の違いは何ですか。
農地中間管理 事業推進 員(外川内)	賃貸借権はお金のやりとりが発生するもので、物納も入ります。使用貸借権はお金のやりとりが発生しないものです。
議長	よろしいですか。他にありませんか。 (なしの声あり)

議長	無いようですので、採決いたします。議案第5号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第5号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに決定いたします。 次に、16 ページ、議案第6号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (片野)	議案第6号「非農地証明願について」説明 1-1 番 所在：山崎字 [REDACTED] 番 4、田、農振農用地区域外、699 m²、判定地目：山林、利用状況：耕作放棄地
議長	ただ今の議案説明について、担当推進委員から現地調査の結果報告をお願いします。1-1 番、お願いします。
20 番委員	木が大分、生えて、耕地、農地になる気配は無かったので、山林と判断しました。以上です。
議長	ただ今の議案説明及び現地調査の結果報告について、ご意見・ご質問はありませんか。
3 番委員	申請地の周辺の農地の状況はどうでしたか。周りも同じような状況であつたら、非農地証明願を出すように指導したらどうかと思います。
20 番委員	全部、どちらかと言えば山林で、荒れています。前回の調査でも、山林というか、荒れ地だったと思います。この辺一帯は、山林ということで報告します。以上です。
議長	周りの状況もそのような状態だったとすれば、次回の農地パトロール等で申請を挙げてもらったらいいと思います。 他にはございませんか。 (なしの声あり) 無いようですので、採決いたします。 議案第6号「非農地証明願について」の 1-1 番は、妥当とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第6号「非農地証明願について」の 1-1 番は、妥当とすることに決定いたします。 次に、議題(7)「その他」ですが、委員の皆様から議案はありませんか。 (なしの声あり) 事務局から議案はありませんか。
事務局長	議案第7号としまして、「令和6年度遊休農地現地調査による非農地判断について」の審議をお願いします。

議長	事務局より、「令和 6 年度遊休農地現地調査による非農地判断について」を議題としたい旨、申し出がありました。 申し出を受け、議題としたいと思います。よろしいですか。 （「はい」の声） それでは、議案第 7 号「令和 6 年度遊休農地現地調査による非農地判断について」を議題とします。事務局の議案説明をお願いします。
事務局 （堀口）	議案第 7 号「令和 6 年度遊休農地現地調査による非農地判断について」説明
議長	ただいまの議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
3 番委員	非農地判断して、農地面積が減った分は、いつから台帳に反映されますか。
事務局 （堀口）	今日、審議していただいて、問題が無ければ、台帳の中の現況地目に反映させます。
事務局長	今の説明に補足いたします。令和 2 年度までは非農地判断して、台帳の現況地目を変えることができましたが、令和 3 年度以降は、非農地判断して、関係者にその旨の通知を出してから、台帳の現況地目を変えることになっております。通知をするまでは、非農地判断済という記録は残します。通知先の調査や、同じ通知先であればまとめたことからその作業に時間を要しており、現在、準備をさせていただいているところであります。事務局に農地所有者の方から、農地が荒れてどうしたらいいだろうかと相談があったとき、台帳を確認しまして、そこが非農地判断済であれば、その場で非農地通知書を手渡しして、これをもって、法務局で地目変更の登記をお願いしますと伝えているところでございます。
13 番委員	今日、審査して許可が下ります。地権者が分かれば、農業委員会で許可が下りたよという話をすれば、本人が、あとは農業委員会に来て、そのあと法務局に行ってもらうのが、早いと思います。
事務局長	今のご意見につきまして、本日議決されたあと、ご近所の方、お知り合いの方等にその旨を伝えていただければ、非農地通知から地目変更登記まで進みやすいと思いますので、よろしく願いいたします。事務局でも通知をする準備をしていますが、ご提案のあった方法が早いと思いますので、そういった方がいらっしゃったら、お声かけをお願いいたします。
2 番委員	以前、非農地判断が決まったあと、事務局で文書を作っていたいて、それを各地区の農業委員、推進委員で、それぞれ分かるところに持って行って、お配りして、説明して渡したという記憶があるんですが、そのやり方が、私は明確でいいのではないかと思います。
事務局長	平成 28 年度から令和元年度までの非農地判断については、その調査結果をただ今のご意見のとおり、町内にお住まいの方には、手分けして持って行っていただいた経緯がございます。そのときも、通知を作るまでが時間を要しました。通知の方法については、今後、色々検討、研究をさせていただきたいと思います。

議長	他にはございませんか。
3 番委員	非農地判断で、農地の面積減が統計上の農地面積へ反映されるのは、いつからですか。
事務局長	国等からの調査には、この非農地判断済の農地面積の数値を報告します。そのあと、国等がそれを分析して、毎年、年度末に公表されます。
議長	よろしいですか。他にございませんか。 (なしの声あり) 無いようですので、採決いたします。 議案第 7 号「令和 6 年度遊休農地現地調査による非農地判断について」は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 7 号「令和 6 年度遊休農地現地調査による非農地判断について」は、妥当とすることに決定いたします。 事務局から、他に議案はありませんか。 (ありません。) 無いようですので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。 次に、会次第 6 の「その他」で、委員の皆様から、何かありませんか。
6 番委員	議案第 5 号の様式が変更になった理由を説明してほしい。
事務局 (下牧瀬)	賃借料の欄が欠如していたので、修正したものを次回総会で配付します。
議長	事務局から事務連絡はありませんか。
事務局	(事務局等より協議・連絡事項あり) ・身分証について(活動時に携帯する、厳重管理など) ・活動記録の徹底について(活動事例紹介、次回 2 ヶ月分提出など) ・各区の農業を考える会への出席について ・新年交流会について
議長	ただ今の事務局からの説明について、何かございませんか。 無いようですので、以上をもちまして、令和 7 年第 1 回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。
事務局長	全員ご起立ください。以上で、総会を閉会します。一同礼

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する。

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____